

第 4 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成20年12月15日

開 会 中

場 所 第 2 委 員 会 室

平成20年12月15日（月曜日）

午前10時1分開議
午前11時57分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成20年度熊本県一般会計補
正予算（第3号）

議案第3号 平成20年度熊本県立高等学校
実習資金特別会計補正予算（第1号）

議案第14号 熊本県警察本部の内部組織に
関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第15号 熊本県警察の警察署の名称、
位置及び管轄区域に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

報告第4号 専決処分の報告について

報告第5号 専決処分の報告について

請第1号 県立高等学校再編整備計画に関
する請願

請第4号 熊本県立八代東高等学校定時制
の存続に関する請願

請第5号 熊本県立阿蘇清峰高等学校の存
続を求める請願

請第6号 県立高等学校再編整備計画に関
する請願

請第21号 熊本県立阿蘇清峰高等学校に食
品科の増設及び女子寮の新設を求める請
願

請第26号 高校再編統合計画において松島
商業高等学校の存続に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

①くまもとの夢4カ年戦略について

②くまもと「夢への架け橋」教育プラン（熊
本県教育振興基本計画）素案について

③平成20年度熊本県教育委員会の点検・

評価について

④県立高等学校の再編整備等について

出席委員（8人）

委員長	中村博生
副委員長	池田和貴
委員	倉重剛
委員	松村昭
委員	早川英明
委員	堤泰宏
委員	氷室雄一郎
委員	濱田大造

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長	山本隆生
総括教育審議員兼	
教育次長	中村和道
総括教育審議員兼	
教育次長	新井久徳
教育次長	阿南誠一郎
首席教育審議員兼	
教育政策課長	吉村孝
福利厚生課長	藤本和夫
高校教育課長	真開純洋
義務教育課長	木村勝美
首席教育審議員兼	
学校人事課長	由解幸四郎
社会教育課長	遠藤洋路
人権同和教育課長	恵濃裕司
文化課長	米岡正治
体育保健課長	八十田宏
首席教育審議員兼	
施設課長	児玉邦秋
高校整備政策監兼	

高校整備推進室長 後 藤 泰 之
警察本部
 本部長 横 内 泉
 警務部長 茂 木 陽
 生活安全部長 川 崎 広 文
 刑事部長 徳 永 幸 三
 交通部長 北 里 幸 則
 警備部長 吉 田 親 一
 首席監察官 古 川 隆 幸
 参事官兼警務課長 松 本 一 幹
 参事官兼会計課長 吉 村 郁 也
 総務課長 吉 長 立 志
参事官（生企・少年） 浦 田 潔
参事官兼刑事企画課長 池 部 正 剛
参事官兼交通企画課長 新 藤 俊 博
理事官兼交通規制課長 田 上 隆 章
参事官兼警備第一課長 桐 原 健 良

事務局職員出席者

 議事課課長補佐 鹿 田 俊 夫
 政務調査課課長補佐 檜木野 美紀子

午前10時1分開議

○中村博生委員長 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまより第4回文教治安常任委員会を開会いたします。

今回、新たに付託された請願が1件あり、提出者から趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

請第26号についての説明者を入室させてください。

（請第26号の説明者入室）

○中村博生委員長 説明の前に、申し上げておきます。

各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

（請第26号の説明）

○中村博生委員長 趣旨はよくわかりました。後で審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第26号の説明者退室）

○中村博生委員長 それでは、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。第1号議案については委員から、教育委員会に係る債務負担行為の補正に係る部分について修正案が提出されております。

については、修正案が提出された教育委員会に係る債務負担行為の補正部分を除いた付託議案について執行部の説明を求めた後、これらについて一括して質疑を受けたいと思います。

なお、審査を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔に着座のまま、よろしくお願いいたします。

それでは、教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。初めに、山本教育長。

○山本教育長 おはようございます。まず初めに、堤委員の御尊父様が10月13日に御逝去されましたことにつきまして、改めまして謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。

また、倉重委員が全国都道府県議会議長会から自治功労者として表彰を受けられましたことに対しまして、心から敬意を表しますとともに、お祝いを申し上げます。

次に、議案の説明に先立ち、一言御礼を申し上げます。

委員各位におかれましては、去る11月18日から20日まで北海道立登別明日中等教育学校及び旧日本郵船小樽支店などにつきまして御視察いただきまして、大変ありがとうございました。特色ある教育活動を展開している中高一貫教育や国指定重要文化財などについてごらんいただきましたが、本県におきましても特色のある学校づくりや文化財の保存・活用の推進に今後とも努めてまいりたいと思います。

それでは、最近における幾つかの事案につきまして御報告申し上げます。

まず、国民体育大会でございますが、本年、大分県を中心に開催されました第63回国民体育大会につきましては、男女総合成績(天皇杯)20位、女子総合成績(皇后杯)22位という成績でございました。

平成11年の熊本国体開催後、地方県としては類を見ない好成績をおさめてまいりましたが、今回順位を落とす結果となった次第でございます。

今後は、この結果を踏まえ、県体育協会並びに各競技団体とさらに連携を深めながら、本県のスポーツ振興に努めてまいりたいと存じます。

次に、くまもと「夢への架け橋」教育プランでございます。現在、教育委員会では、教育基本法第17条に基づきまして、知事部局、警察本部等と連携をとりながら、教育振興基本計画の策定に取り組んでいるところでございます。

9月の本委員会でも、案について御説明申し上げ、御意見をちょうだいいたしました。その後、計画策定委員会等を経まして素案として取りまとめ、先月25日から今月24日までの日程で、パブリック・コメントを実施しているところでございます。

今後、寄せられた御意見等を踏まえまして、必要な修正を行い、来年2月議会に提案させていただきたいと考えているところでございます。

次に、教育委員会の点検・評価でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律、略して地教行法と呼んでおりますが、この地教行法の改正によりまして、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検・評価を実施することとなりました。

これは、教育委員会みずからが、教育行政が適切に執行されているかどうかを事後にチ

ェックするとともに、教育委員会が地域住民に対する説明責任を果たし、その活動を充実させるために導入されたものです。

今回は、平成19年度の教育委員会の活動状況につきまして、点検・評価を実施いたしました。後ほど、担当課長から御報告申し上げます。

高校再編整備計画関係でございます。併設型中高一貫教育校である県立中学校2校につきましては、入学願書受付期間が今日までとなっておりますので、志願者数の取りまとめができました時点で公表いたしたいと考えております。現在、来年4月の開校に向けまして本格的な準備を進めているところでございます。

次に、再編整備につきましては、7月から数カ所で地域の意見を聞く場を設けまして、私自身の出席も含め、地域のさまざまな意見を直接伺っているところでございます。

地域からの御意見といたしまして、「分校でもよいから残してほしい」「高校がなくなると通えなくなる」などといった反対意見もございます。また一方では、小中学校の保護者等からは、新しい学校の充実を求める賛成意見やスクールバスについての要望もいただいております。

新校に対する意見等のくみ上げにつきましては、今後とも続けてまいりたいと考えております。

後ほど担当課から説明させていただきますが、今定例会には、補正予算として前期実施準備計画に示されております上天草市の新校に設置します福祉科の実習棟などの施設に係る設計費の債務負担行為の設定をお願いいたしておるところでございます。

次に、今議会に提案されております教育委員会関係の議案の概要につきまして御説明いたします。

まず、第1号議案平成20年度熊本県一般会計補正予算といたしまして、一般会計から県

立高等学校実習資金特別会計への繰出金につきまして、516万2,000円の増額補正をお願いいたしております。

また、あわせて第3号議案平成20年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算におきまして、1,369万5,000円の増額補正をお願いいたしております。

これらの補正予算は、県立の農業高校及び水産高校におきまして、実習に必要な飼料、燃料、原材料等の価格が高騰いたしまして、予算の不足が生じるため増額の補正をお願いしているものでございます。

次に、高等学校費などの繰越明許費として6億5,900万円の設定をお願いしております。

次に、菊池農業高校寄宿舎における給食業務委託に係る債務負担行為の設定、また、先ほども申し上げましたが、県立高校の再編・統合に伴う施設整備に要する設計費に係る債務負担行為の設定をそれぞれお願いいたしているところでございます。

次に、報告議案でございますけれども、報告第4号専決処分の報告については、職員による交通事故の和解及び賠償額の決定に関する報告でございます。

なお、このほか総務常任委員会におきまして審議されております債務負担行為の補正の中で、教育・文化ネットワークの運営管理及び保守のためなどの債務負担行為の設定をお願いしております。

以上が、今議会に提案申し上げております議案の概要でございますが、今委員会では、このほか総務常任委員会で審議されておりますくまもとの夢4カ年戦略、並びに先ほど申し上げましたくまもと「夢への架け橋」教育プラン、そして平成20年度熊本県教育委員会の点検・評価及び県立高等学校再編整備等について御報告させていただくことといたしております。

詳細につきましては、この後、担当課長から御説明いたしますので、御審議賜りますよ

う、よろしくお願い申し上げます。

○吉村教育政策課長 資料は、文教治安常任委員会説明資料の3ページでございます。

繰越明許費につきましては、これまで翌年度に繰り越しが必要となる事業費を見極めた上で、2月補正予算案とあわせて設定を行ってきたところでございます。

しかし、今回12月議会で繰越明許費の設定を行うことにしましたのは、早期発注・早期完了が可能になること等から、財政課と関係課で繰り越し設定の時期について協議した結果、12月議会で設定することとしたものでございます。

そのため、従来、事業箇所単位で積み上げて設定しておりましたけれども、現時点では金額を正確に見込むことが困難ということでございまして、過去の実績等を用いて概算で設定し、教育委員会全体で6億5,900万の繰越明許費の設定をお願いしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○真開高校教育課長 高校教育課でございます。よろしく願いいたします。

まず、補正予算関係について御説明申し上げます。資料は、文教治安常任委員会説明資料の2ページでございます。

今回の補正予算では、一般会計において県立高等学校実習資金特別会計繰出金として、516万2,000円の増額補正をお願いしております。

また、これに関しまして県立高等学校実習資金特別会計におきまして、1,369万5,000円の増額補正をお願いしております。

これらの補正は、県立の農業・水産高校において実習に必要な飼料、燃料、原材料等の価格が高騰したことに伴い、増額の補正を行うものでございます。

関係県立高校におきましては、経費節減の

ため燃料の使用量の抑制や飼料の節減など、さまざまな取り組みを行っているところではございますが、予算の不足が生じるため今回増額の補正をお願いすることとしたものでございます。

なお、この補正に要する財源といたしましては、一般会計からの繰出金とともに本実習資金特別会計の基金を取り崩すことによって対応することとしております。

次に、債務負担行為の設定について御説明申し上げます。資料は、4ページでございます。

今回、本課におきまして、2件の債務負担行為の設定をお願いしております。

1件目は、菊池農業高等学校寄宿舎給食業務の委託に係る債務負担行為の設定をお願いしております。これは県の行財政改革の取り組みの一つとして、給食サービスの質の向上を図る観点から、これまでの指名競争入札による単年度の委託を、提案公募型のアウトソーシングに変更するとともに、3年間の委託とすることとしたため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

2件目は、県立高等学校再編・統合事業に係る債務負担行為の設定でございますが、この件につきましては後ほど御説明をさせていただきます。

次に、専決処分について御報告を申し上げます。資料は、5ページと6ページでございます。

職員による交通事故の和解及び賠償額の決定でございますが、本年6月11日、熊本市奥古閑町内の県道におきまして、熊本農業高校の生産品を納品するため公用車で走行中、目的地入り口を通過したため停車し後進したところ、後続の相手の車に衝突したものでございます。

今回の事故は職員の不注意によるものであり、37万7,000円余りの賠償額で和解をいたしましたので、御報告申し上げます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○中村博生委員長 それでは、続いて警察本部より説明をお願いいたしますが、先般の麻生総理の天草・熊本の街頭の警備につきましては大変お世話になりました。おかげで無事済みまして、本当に感謝申し上げたいと思います。

それでは、横内警察本部長。

○横内警察本部長 おはようございます。

まず初めに、堤委員におかれましては、御尊父様の御逝去、衷心より御冥福をお祈り申し上げます。

また、倉重委員におかれましては、このたびの栄えある受賞まことにおめでとうございます。

議案の説明に先立ち、中村委員長を初め委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただいているところであり、また、先に実施いたしました熊本県殉難警察職員慰霊祭、第23回県警音楽隊定期演奏会に際しましては、大変お忙しい中、中村委員長そして委員の皆様方にも御臨席をいただき、まずもってこの場をお借りしてお礼を申し上げます。

加えて、先般は、北海道警察本部の琴似留置場を御視察いただいたところありますが、本県におきましても、このような本部集中留置施設等を併設する熊本東警察署等複合施設の整備につきまして検討を進めているところであり、御視察のお礼とともに、今後の御支援をお願い申し上げます。

本年も残すところ2週間余りとなりましたが、県下の治安情勢は、緊急治安対策プログラムを継承・発展させた新たな治安対策であります「安心・安全くまもと」実現計画の推進に努めてまいりました結果、犯罪の抑止につきましては、刑法犯認知件数が、11月末現

在で1万6,057件と、昨年同期に比べ2,202件、率にして12.1%減少し、平成16年以降5年連続しての減少が確実となるとともに、最終的に戦後最多を記録いたしました平成15年の6割程度に当たります1万7,000件台に抑えることができる見通しでございます。

また、交通事故の抑止につきましても、交通事故件数、死傷者数が、昨日現在で1万704件、1万3,698人と、昨年同期に比べまして、678件、1,034人減少しているところであり、夏以降増加に転じておりました死者数につきましても、昨日現在で96人と、昨年同期に比べ1人減少しているところであり、死者数が昭和33年以降最低となりました昨年の103人をさらに下回る年間抑止目標であります102人以下の達成も視野に入ってきたところであります。

このように全体として見れば、本県の治安は、さらに改善の方向に向かっていると言えようかと思いますが、個々に目を移しますと、厳しい現実も横たわっております。

その1つは、振り込め詐欺対策であります。

前回の本委員会におきまして、振り込め詐欺の中でも高齢者がねらわれるオレオレ詐欺が、8月末現在で昨年同期に比べ、件数で8.7倍、被害額で6.3倍に急増している実態につきまして御報告申し上げたところであります。この現状を打開すべく、10月には全国一斉で振り込め詐欺撲滅のための取り締まり活動及び予防活動の強化推進期間を実施し、知事にも振り込め詐欺撲滅宣言を行っていただき、官民一体となった各種対策を講じてまいりました結果、急増傾向には歯どめがかかりつつありますものの、11月末現在の被害総額が約2億2,800万円に達するなど、依然として多くの県民の皆様が振り込め詐欺の被害に遭っている現状にあります。

さらには、エクスパックで現金を送付させる事犯など新たな形態による犯行も出現しており、今後、年度末にも予定されております

定額給付金の支給をねらった犯行も懸念されることなどを考えますと、振り込め詐欺は、まだまだ県民生活への大きな脅威となっております。

その2つは、重要犯罪対策であります。

先日、埼玉そして東京におきまして、元厚生省事務次官宅をねらった連続殺傷事件が発生し国民を大いに震撼させ、社会不安を惹起させたところでありますが、全国におけるこのような凶悪重要事件の続発に、多くの県民の皆様が著しい不安感を抱いておられるところであり、加えて金融危機による世界的な景気悪化が日本経済にも深刻な影響を与えておりますことを考えますと、現在も金融機関等の特別警戒を実施しているところでありますが、強盗など景気悪化を背景とした犯罪の多発も懸念されるところであります。

このほかにも、インドにおける同時多発テロに見られますように、一層その脅威を増しております国際テロへの対応を初め、飲酒運転の根絶や産地偽装等に伴う食の安全・安心を脅かす事件への対応、さらには新型インフルエンザ対策など、取り組むべき課題が山積しているところであります。

県警におきましては、このような当面の重要課題への取り組みにあわせ、年末年始に向け、すべての県民の皆様が安心して新しい年を迎えていただけるよう、警戒警備等の警察活動を強化しているところでありますが、その一方で、来年を見据え、今年1年取り組みました「安全・安心くまもと」実現計画の進捗状況をつぶさに検証し、その結果を実現計画に掲げる3つの基本目標の達成に向けた取り組みに反映させていくこととしております。

このような取り組みをより実効あるものとするためには、警察基盤の充実・強化が望まれ、特に、警察官1人当たりの負担県民人口が高い本県といたしましては、これまでも国に対し警察官増員の必要性を強く訴えてきた

ところであります。このような中、現在、警察庁におきましては、子供と女性を犯罪被害から守るための体制及び一層緻密かつ適正な死体取り扱い業務を推進するための体制の強化を内容とする地方警察官の増員を含めた概算予算を国に要求中であり、先月14日には、1人でも多くの警察官が本県に配分されますよう、知事に上京していただき、直接警察庁長官に、増員要望を行っていただいたところであります。

具体的な配分数につきましては、年末に内示されるものと思いますが、その際には、速やかに委員各位に御報告の上、来年の2月定例県議会における定数条例の改正をもって、増員分をできるだけ早く現場に配置し、その効果を警察行政に反映させる所存でございますので、委員の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、警察関係の議案であります、今回御審議いただきますのは、第1号議案平成20年度熊本県一般会計補正予算。これは、先ほど申し上げた新型インフルエンザ対策として、感染症防護対策キットを整備する警察装備品維持管理費、振り込め詐欺防止対策として、制服警察官をかたどった立て看板がATM利用者に音声で注意を促すボイスポリスを設置する刑事警察運営費の総額804万円余をお願いするとともに、警察活動費として5,200万円の繰越明許費の設定と交通信号機等保守点検委託業務等4億6,000万円余の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

第14号議案熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例の制定について。これは、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の制定に伴い、警察法施行令が一部改正され、警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準が改められたことなどから、熊本県警察本部の部の分掌事務を改めるものであります。

次に、第15号議案熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について。これは、本年10月6日、旧下益城郡富合町が熊本市に編入合併され、熊本市が新たな住所表示を告示したことから、暫定的に表記しておりました熊本南警察署の管轄区域を告示された住所表示に変更するものであります。

次に、報告第5号議案専決処分の報告。これは、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしました、職員による6件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定の報告に関するものであります。以上の4件が、今回の提出議案であります。

これら議案の詳細につきましては、この後、担当部課長等から説明させますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○吉村会計課長 それでは私の方から、予算関係議案につきまして、お手元の資料に基づき御説明いたします。

警察分資料の1ページの第1号議案平成20年度熊本県一般会計補正予算(第3号)についてでございます。

このたびの補正予算の要求におきましては、国の安心実現のための緊急総合対策に基づきます県警察としての取り組みに必要な経費としまして、装備費及び警察活動費につきまして増額をお願いしているところであります。

まず、装備費についてでございますが、404万5,000円の増額をお願いしております。説明欄に記載しておりますとおり、災害等緊急事態対策の強化に要する費用でありまして、近い将来発生すると言われております新型インフルエンザに対しまして、県警察の危機管理体制の強化を図る観点から、第一線で活動する警察官に配備します感染症防護対策キットの購入に要する費用でございます。

ちなみに、配備します現物は、このような

マスク、防護服、手袋、こういったものがセットになったものでございます。1,605セットの配備を予定しております。

次に、警察活動についてでございますが、400万円の増額をお願いしております。

説明欄にありますとおり、高齢者を初めとしました被害の拡大が大きな社会問題となっている振り込め詐欺の防止総合対策の一環としまして、ATMが設置されております金融機関に、人を感知し音声で注意を喚起する警察官の姿をした看板、実物はこのような看板になっております。こういったものがATMの横に設置されて、人が通過しますと声が出るようになっております。このようなボイスポリスを設置するために必要な経費であり、種々の対策とあわせて被害防止の徹底を図るものであります。

以上を合計しますと、平成20年度12月補正予算額では804万5,000円の増額となり、補正後の平成20年度警察費歳出予算総額は425億7,937万9,000円となります。

次に、お手元の資料2ページの第1号議案繰越明許費についてでございます。

先ほど教育委員会からも御説明がありまして、繰越明許費につきましては警察本部におきましても適正工期の確保等のため、過去の繰り越し状況を勘案し、事項欄にございますとおり警察活動費としまして5,200万円の設定をお願いしております。

次に、お手元の資料3ページの第1号議案債務負担費行為補正についてでございます。

債務負担行為につきましては、年度当初からの契約事務等を円滑に行うため、事項欄にございますとおり警察関係業務としまして、交通信号機等保守点検業務委託などとしまして、4億6,294万円の限度額設定をお願いしております。

以上、御審議をよろしく願います。

○松本警務課長 警務課です。警察から提案

しております2つの条例案について御説明いたします。

1つ目は、第14号議案熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。資料は、委員会説明資料の4ページから6ページでございます。

本年6月、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律が制定され、これに伴いまして都道府県警察本部の内部組織の基準を定める警察法施行令も改正されております。

具体的には、給付金に関する事務が警務部の所掌事務に加えられております。本県警察の内部組織条例も、警察法施行令の基準に基づきまして定めているところから、今回、同様の改正を行うものであります。

また、刑事収容施設及び受刑者の処遇等に関する法律、いわゆる受刑者処遇法の一部改正にあわせて、昨年2月の県議会で警務部の所掌事務のうち「留置場に関すること」が、「留置施設に関すること」に改められたところ。その後、昨年5月に行われました警察法施行令の一部改正では、ただいま申し上げました用語の改正に加えまして、留置施設に関することの規定の順番もあわせて変更され、警務部の所掌事務の規定中、末尾に近いところから中ほどに繰り上げられております。

そこで今回、本県の内部組織条例においても、留置施設に関することの規定順を同様に繰り上げることにしたものであります。6ページに新旧対照表で示しているとおりであります。

条例の施行日につきましては、オウム真理教犯罪被害者給付金支給法の施行が平成20年12月18日からと本条例の公布よりも先になるため、公布の日を施行日としております。

2つ目は、第15号議案熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてであります。資料は、7ページから9ページでございます。

管轄条例につきましては、さきの6月県議会におきまして熊本市と旧下益城郡富合町の合併と同時に、旧富合町を宇城警察署の管轄から、熊本南警察署の管轄に移管する改正を行ったところであります。

しかし、これまでの管轄区域の変更と同様、県民に対する周知期間を設ける意味で早めに条例改正を行ったため、富合町の町名は平成20年10月5日における下益城郡富合町の区域という暫定的な表記としたところであります。

今回、熊本市におきまして富合町の新たな町名が告示されたことを受けまして、現在の暫定的な表記を告示された住所表示に改めるものであります。資料9ページに新旧対照表を示しております。

施行日は、公布の日を予定しております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○古川首席監察官 着座のまま、失礼をいたします。

報告第5号議案の専決処分の報告について、御報告申し上げます。資料は、10、11ページでございます。

本件は、職員による公用車の交通事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関するもの6件でございます。

番号1は、平成20年6月25日午前1時15分ごろ、球磨郡錦町西地内の店舗駐車場において警ら中の人吉警察署員運転の普通乗用自動車、後方の安全を確認しないまま後退したため、後方に停車した普通乗用自動車に衝突したものでございます。

和解内容につきましては、相手方の車両の修理費を全額負担することとして、県が相手方に26万5,880円を賠償するものです。

番号2、3、4も、発進時や後退時の安全

不確認により他の車両に衝突したもので、おのおの9万6,106円、23万1,063円、15万5,000円を賠償するものでございます。

番号5は、平成20年9月6日午前4時10分ごろ、荒尾市川登地内路上において暴走する原付車を追跡中の荒尾警察署員運転の普通乗用自動車、進路前方に転倒した当該原付車との衝突を回避するため右に進路を急変更したところ、道路右側のガードパイプ等に衝突したものでございます。

和解内容につきましては、相手方のガードパイプ等の修理費を全額負担することとして、県が相手方に24万1,500円を賠償するものでございます。

番号6は、平成20年6月25日午後9時30分ごろ、天草市亀場町地内交差点において警ら中の天草警察署員運転の普通乗用自動車、黄色灯下の信号交差点を直進する際、右折のため対向車線に停車中の普通乗用車が黄色灯下を認めて慌てて右折したため衝突したものでございます。

和解内容につきましては、過失相殺した結果、相手方への賠償は生じませんでした。

以上6件の交通事故につきましては、いずれも任意保険の補償範囲内の交通事故であるため、県からの新たな出費はありません。

なお、公用車の交通事故を防止するため、各所属におきましては運行前の具体的指導強化、運転技能訓練、交通事故事例検討会を実施するなど、所属の実態に応じた各種施策を推進しているところでございます。

今後とも、職員の交通事故を防止するため、指導強化の徹底、運転技能の向上等に努めてまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、報告を終わります。

○中村博生委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、債務負担行為の補正、県立高等学校再編・統合事業上天草市の部分

を除いた付託議案等について質疑を受けたい
と思います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 なければ、質疑を終了いた
します。

ただいまから、修正案が提出された第1号
議案を除く、第3号、第14号及び第15号議案
について、一括して採決したいと思います。

なお、第1号議案については修正案が出て
いますので、後ほどその審議を行った上で採
決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認め、一括
して採決いたします。

第3号、第14号及び第15号議案について、
原案のとおり可決することに御異議ありませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。
よって、第3号議案ほか2件につきましては、
原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、第1号議案のうち債務負担行為の補
正、県立高等学校再編・統合事業上天草市の
部分について審査を行います。

池田副委員長から、委員会条例第15条の規
定により修正案が提出されております。修正
案は、お手元に配付しております第1号議案
の教育委員会に係る債務負担行為の補正の原
案と修正案をあわせて審議いたします。

まず、執行部に原案の説明を求めます。後
藤高校整備政策監。

○後藤高校整備政策監 補正予算について御
説明いたします。資料の4ページをお願いい
たします。

大矢野高校、天草東高校及び松島商業高校
の3校につきましては、前期実施準備計画で
示されておりますとおり、発展的に再編・統
合し、平成22年度に新しい学校として、現在

の学科を生かした学科及び福祉科を設置する
こととしておりますが、そのための所要の施
設であります情報会計科実習棟及び福祉科実
習棟に係る設計費の債務負担行為を設定して
おります。

なお、前期実施準備計画におきまして、平
成21年度の入学者・志願者等の状況も見極め
ながら判断するとされていることから、計画
の実施の判断はその時期を待つこととなりま
すけれども、当該予算の執行につきましても、
その時期と整合性をとって行う予定にしてお
ります。

ここで、関連がございますので、請願の資
料として添付しております資料をもとに、上
天草の状況について若干御説明させていただ
きたいと思います。

お手元にA3のグラフの入った、横に大き
いものがありますので、ごらんいただきたい
と思います。

まず、上天草3校の統合の必要性でござい
ますけれども、この1ページの右側の上に書
いておりますように定員割れが続いておりま
して、学校の小規模化が進んでおります。

また、この下のグラフでもわかりますよう
に、一番下でございますけれども、上天草の
中学生は40%がこの3校に進んでおりまし
て、残り60%は他の学校に進学しております。

このため、教育委員会といたしましては、
地元から多くの子供たちが通いたくなる魅力
ある学校をつくるべく検討を行いまして、新
校の学校像を検討いたしました。

資料の、次の2ページをごらんいただきた
いと思います。

左側が現況の3校の学科でございます。こ
れに、右側の新校を考えております。新校に
は大矢野高校の校地に新たに福祉科と情報会
計科を設置し、そのための実習棟を建設いた
しますけれども、特に福祉科におきましては
介護福祉士の受験資格を取得できるようにす
るためには、開校前に施設整備を行い、文部

科学大臣と厚生労働大臣の学校指定を受けることが必要になることから、今回、工期の関係で債務負担行為の設定をお願いするものがございます。

あわせて、再編の9月以降の上天草地域における状況につきまして、御説明させていただきます。

別添資料の、請願のときに使います県立高校再編整備等についてという、A4の紙をごらんいただきたいと思います。

地域交換会の状況について、御報告いたします。

9月28日に上天草市に建設される高校を特色ある魅力ある学校にするための研究集会が、大矢野高校同窓会並びに大矢野地区の小・中・高校保護者連絡協議会の主催で開催されまして、56名が出席されております。教育委員会からも出席しまして、計画の説明と意見交換を行っております。

出席者からは、計画どおり実行してほしい、施設面をきちんと整備して開校し、開校後の配慮もお願いしたい、通学の便を充実させてほしい、現在の高校のイメージを変えなければならないといった意見が出されております。

10月29日には、山本教育長も出席しまして、上天草地域において小中学校の校長、PTA会長、母親代表を対象としました意見交換会を実施しております。78名の出席がありまして、スクールバスなどの条件や教育環境を整備すれば生徒が集まる、早期に進めてほしい、上天草以外から見ても魅力ある高校という視点で進めてほしいという意見が出される一方、校地を松島商業にしてほしいという意見も出ております。

次に、要望関係が出ております。9月26日に上天草市長から、市が実施されましたアンケート調査をもとに、まず魅力ある高校づくりの実現を望む、それができなければ計画を凍結し、大矢野高校と松島商業の存続を望む

という内容の要望書が出されております。

9月30日に松島商業高等学校を愛護する市民の会及び天草東高校同窓会から、松島商業高校と天草東高校を統合し、松島商業高校を校地として天草上島に高校を1つ残してほしいという要望書が出されました。

10月9日、大矢野高校同窓会、育友会、大矢野町小中学校保護者会から、平成22年度の開校が十分な体制で実現されること、上天草市の生徒が地元の高校に残れる魅力ある新校を設立することを望む内容の要望書が出ております。

以上で、補正予算関係の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中村博生委員長 次に、修正案の提出者の説明を求めます。池田委員。

○池田和貴副委員長 池田でございます。修正案について御説明させていただきます。済みません、座って説明させていただきます。

お手元に、修正案については配付させていただいておりますので、それをごらんいただければ幸いかと思っております。

修正案の提出理由につきまして、ただいまから御説明をさせていただきます。

今回、知事から提出されました議案第1号のうち、第3表債務負担行為補正14県立高等学校再編・統合事業上天草市の部分を削除する修正案を提案させていただきます。

その理由について説明させていただきますと、昨年9月の定例県議会において前川議員が行った県立高校の再編整備に関する質問において、前教育長は「再編整備の再考の余地についてであります、基本計画で再編・統合の対象としている学校であっても、入学者数が大幅にふえるといった大きな状況の変化があれば、再編・統合について再考したいと考えております」と述べられ、続けて「平成20年、21年度の入学者の状況等も見極めなが

ら再編・統合について判断することも視野に入れて検討したいと考えております」との答弁を行っており、また前期実施準備計画にも同じ趣旨が記載されております。

県立高校再編整備計画全体については否定するものではございませんが、現時点では再編・統合についての判断基準の一つである平成21年度の志願者の状況等が確定しておりません。したがって、志願者等の状況が確定する2月下旬以降に改めて審議するのが適切であると考えます。

つきましては、本提案に対しまして、委員の皆様方には御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○中村博生委員長 修正案が提出されましたが、教育長、何かございませんか。はい、山本教育長。

○山本教育長 ただいま修正案が出され、副委員長から修正案の理由について説明がございました。

私の方から、再編・統合計画に対する今年度の取り組み状況について、先ほど担当室長の方から説明申し上げましたけれども、改めて一言述べさせていただきたいと存じます。

冒頭でも申し上げましたが、6月議会での知事の答弁におきまして、現在、地元での意見をお聞きしているところでございまして、私自身数回にわたって地元にお伺いしたり関係者にお会いしたりしているところでございます。

その反応は、反対される方々からは現計画そのものに反対か、あるいは大幅な修正を求めておられます。

また一方では、もちろん進めてほしいとの意見や、計画に沿って進める中でのさらなる提案もいただいているところでございます。

この再編・統合計画の取り扱いにつきましては、既に昨年10月に教育委員会としての機

関決定がなされていること、あるいは入学者等の状況を見て判断するとされていること、そして教育長就任以来、この当委員会におきましても幾多の叱咤等をいただいていることを考えますと、今後とも最終判断に当たりましては、引き続き地域の方々の建設的な御意見を賜る努力を続けていくというスタンスで、今後とも臨んでいきたいと考えております。

いずれにいたしましても、大事なことは、これからの時代を担う子供たちの教育環境をしっかりと提供していくこととでございます。そのための再編・統合計画であると理解いたしております。

委員の先生方におかれましては、今後とも引き続き御理解・御支援賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中村博生委員長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。はい、濱田委員。

○濱田大造委員 民主党に対しても、この上天草の方が陳情に来てまして、ぜひ池田委員のおっしゃったように状況を十分に見極めてほしいという請願が来ていますので、よろしくお願い致します。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 なければ、これで第1号議案のうち、債務負担行為の補正県立高等学校再編・統合事業上天草市の部分に対する質疑は終了いたしました。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました第1号議案について採決したいと思います。

まず、修正案について挙手により採決いたします。本修正案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○中村博生委員長 挙手多数と認め、修正案は可決することに決定いたしました。

次に、修正部分を除いた第1号議案について採決したいと思います。修正部分を除いた第1号議案について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、修正部分を除いた第1号議案については、原案のとおり可決することと決定いたしました。

それでは、本会議で第1号議案については、一部修正の上可決されたとの委員長報告を行います。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第26号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。後藤高校整備政策監。

○後藤高校整備政策監 請第26号について、御説明させていただきます。

請願の内容は、大矢野高校、天草東高校及び松島商業高校の3校を再編・統合し新校を開設する計画に対しまして、松島商業高校と天草東高校を統合して天草上島に高校を残してほしいというものでございます。

状況の説明につきましては、先ほどの説明により省略させていただきます。

なお、請願の理由に述べられているような通えなくなる子供が出ないよう、通学手段の確保等には最大の配慮をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○中村博生委員長 ただいまの説明につきまして、質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。継続、採択、不採択の考えがありますが、この請第26号についてはいかがいたしましょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。請第26号を継続審査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、請第26号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、継続中の付託された請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第1号、請第4号から請第6号まで及び請第21号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。後藤高校整備政策監。

○後藤高校整備政策監 継続審査中の請願につきましては、9月定例県議会後の状況についての報告により説明させていただきたいと思っております。

資料につきましては、先ほどの県立高校再編整備等についてというA4の紙を御参照いただきたいと思います。

先ほど補正予算の審議の際に御説明いたしました上天草地域以外について御説明させていただきます。

まず、地域意見交換会の開催の状況について御報告いたします。

10月22日に阿蘇地域におきまして、小中学校の保護者代表等を対象にしました意見交換会を阿蘇市において実施し、24名の出席がっております。

阿蘇高校と阿蘇清峰高校が統合されても、現在のよい部分は残し、それぞれの専門性がなくならないようにしっかりとしたかじ取りをお願いしたいとか、農業後継者育成のためにも農業の基本である生産を大事にした学科

としてほしい、また、工業関係の学科や英語を専門とする学科の検討もお願いしたい等々の御意見をいただいております。

11月13日に山都町におきまして、山都町関係者から成る県立高校再編整備等基本計画案の見直しを求める協議会主催で、意見交換会が行われました。町長を初め、約50名の出席がっております。

地域の子供が高校に行けるよう、分校でもいいから蘇陽高校を残してほしい、地域が疲弊しないよう蘇陽高校を残してほしいという意見がほとんどでしたけれども、保護者からは再編統合と言われたり凍結と言われたりで翻弄されている、早くはっきりさせてほしいという御意見も出されております。

12月1日に高校再編関係市町村等連絡協議会と蒲島知事との意見交換会が実施されております。

協議会からは、高校段階での教育のあり方や凍結についての質問が5点ほどありました。これに対して知事は、過疎化や人材の流出をとめるためにも、地域の核となる魅力ある学校づくりが必要となってくる、凍結とは立ちどまって考えるということであり、それが自分のスタンスである、高校再編については理想と現実のバランスの中で方向性を出すことであるというふうに答えておられます。

次に、併設型中高一貫教育校について、御報告いたします。10月26日に宇土中学校及び八代中学校において、それぞれ平成21年度入学者募集に関する学校説明会を開催しております。両校合わせますと956名、うち児童が362名の参加がっております。

ちょうど、きょうまでが入学願いの受け付け期間となっており、先週金曜日段階の受け付け数では、宇土中学校が223人、倍率で2.78倍、八代中学校が267人、倍率で3.34倍というふうになっております。

最後に、要望関係について御報告いたします。10月6日に阿蘇市議会から熊本県立清峰

高等学校に食品科の増設と女子寮を新設する意見書が提出されております。

11月16日に阿蘇高校のPTAからは、基本計画を容認した上で新校の普通科を現状維持の4学級とし、武道コース設置の長期的視点に立った検討をしてほしいという内容の要望書が出されております。

11月14日に山都町長ほかから、蘇陽高校を分校として残すことや、矢部高校に定員20人程度のコースを設けて、きめ細やかな進路保障を図るなどの提案書が出されております。

12月5日に、熊本県高校再編市町村等連絡協議会から、意見交換会に対する申し入れが提出されております。

以上で、御報告を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○中村博生委員長 ただいまの説明についての質疑を受けたいと思います。はい、氷室委員。

○氷室雄一郎委員 もう一遍、中高一貫教育校の倍率の確認を、明日までだと思いましたが、今の状況を。ちょっと説明があったと思います。

○後藤高校整備政策監 きょうまでが受け付け期間となっておりますが、金曜日現在で宇土中学校が223人、2.78倍、八代中学校が267人、3.34倍というふうになっております。「きょうまでですかね」と呼ぶ者あり)はい、きょうの消印までとなっております。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○中村博生委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。

次に、採決に入ります。継続、採択、不採択の考えがございますが、この請第1号についてはいかががいたしましょうか。はい、副委

員長。

○池田和貴副委員長 この県立高校再編につきましては、先ほども述べましたが前教育長の方から、20年、21年度の志願者数を見て最終決定するという話が出ておりますので、再考するという話も出ておりますので、本年度の入学者等の数字がある程度確定した段階で、この辺の請願の扱いについてもしたかどうかと思いますので、請願につきましては継続審議をしていただければというふうに思っております。

○中村博生委員長 継続という意見がありますが、いかがですかね。いいですか、はい。

それでは、継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。請第1号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、請第1号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第4号について、いかがいたしましょうか。これも、継続ということでよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 それでは、継続についてお諮りいたします。請第4号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、請第4号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第5号についてはいかがいたしましょうか。これも副委員長の方から意見がありましたとおり、継続についてお諮りたいと思います。請第5号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。

よって、請第5号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第6号についてはいかがいたしましょうか。

これも、ずっと関連でございますので、継続についてお諮りいたします。請第6号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、請第6号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第21号についていかがいたしましょうか。これも、継続についてお諮りいたします。請第21号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、請第21号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件について、お諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。教育委員会からの報告の申し出が4件あっておりますが、報告事項④については付託議案等の説明の中で付随するものとして報告がありましたので、この場での説明及び質疑は省略いたします。

それでは、報告事項①くまもとの夢4カ年戦略について、②くまもと「夢への架け橋」教育プラン素案について及び③平成20年度熊本県教育委員会の点検・評価について説明をお願いいたします。吉村教育政策課長。

○吉村教育政策課長 お手元の夢4カ年戦略

(案)の概要につきまして、御報告申し上げます。

この件は総務常任委員会で審議されることになっておりますが、県政全般に関する計画ということでございますので、当委員会においてもその概要を御報告いたします。

1 ページをお開きください。

くまもとの夢4カ年戦略では、蒲島県政における県政運営の基本方針であること、それからくまもとの夢4カ年戦略のポイントでは、マニフェストを基本としたもので、知事の任期にあわせた計画期間とすること、それからくまもとの夢4カ年戦略の構成では、まずくまもとの夢について定義づけをした上で、4つの分野に対応する12の戦略と、川辺川ダム問題などの喫緊の課題で構成しております。

また、その12の戦略には、それぞれの戦略目標と複数の指標を掲げ、それらの目標達成に向けて取り組む主な施策などを記載しております。

2 ページをお開きください。4つの分野と12の戦略がまとめられております。

まず、経済上昇くまもとでは、稼げる県に向けた産業振興に取り組むものでございます。農林水産業の振興を初め、雇用をつくり出す商工業や観光産業の振興を図りたいと考えております。

3 ページをごらんください。

長寿安心くまもとでは、健康・社会参画と医療・福祉の充実を図るとともに、食の安全・安心、犯罪防止、防災対策等の安全・安心に暮らすことができる社会づくりに取り組みます。

4 ページをお開きください。

品格あるくまもとでは、だれもが誇りと魅力を感じるふるさとづくりを行うものです。地域の歴史や文化などを生かした魅力あふれる地域づくりを初め、低炭素、環境及び共生を基調としました持続可能な社会づくりに取

り組みます。

また、九州新幹線の全線開業を契機とした道路交通ネットワークなど、県土基盤の強化に取り組むものでございます。

5 ページをお開きください。

人が輝くくまもとでは、子育てを中心とした子供の笑顔があふれる社会づくり、夢への架け橋など教育の充実、働くことを通して自己実現ができる社会の構築に向けて取り組むこととしております。

最後に、6 ページをお開きいただきますと、4カ年戦略の推進体制を記載しておりますけれども、この説明は省略いたします。

この件についての説明は、以上で終わらせていただきます。

続きまして、「夢への架け橋」教育プランについて御報告いたします。

この件につきましては、去る9月25日の当常任委員会で、60年ぶりに改正された教育基本法の理念を盛り込んでもらいたい、特に子供の教育については、教育の現場だけに責任を負わせることなく、社会全体、とりわけ家庭の役割が非常に重要である、就学前の子供の教育の重要性、それを支えていくシステム等が前面に出てくるような熊本県独自の教育振興計画となるよう編成すべきであるとの御意見がございました。

また、他の機会には、県民の方が理解しやすいよう、できるだけコンパクトな形が望ましいとの御要望もございました。

このような御意見を踏まえ、その後、内外の検討委員会等を経て修正した計画の素案について、変更した部分を中心に御説明いたします。

お手元のA3版の素案の概要という横開きの文書を見ていただきたいと思います。

まず、全体の構成でございますけれども、序章の次に、本体を総論と各論の部分に分けてまして、総論を第1章から第3章に、次のページでございますけれども、各論を第1章と

第2章に分けております。

このような構成にしましたのは、できるだけコンパクトにわかりやすい形にという要請にこたえるものでございます。

それから、序章でございますけれども、先ほど報告しましたくまもとの夢4カ年戦略との整合性を図るということをお付けしておりますけれども、計画期間につきましては、国が10年を見越した5カ年としていることを参考に、この計画でも21年度から25年度までの5カ年としております。

次に、総論では、この部分だけで本計画の意図するところをおおむね御理解いただけるようにとの配慮から、計画策定のさまざまな背景を述べた上で、本計画の基本構想を記載しております。

まず、基本理念のところでございますが、従来は生涯学習社会及び社会総掛かりの2つを掲げておりましたが、新たに家庭教育を中心とした幼児期の教育を第1に据えて3本柱とし、基本理念も未来を拓く「くまもとの人づくり」に変更しております。その基本理念のもとに、今後5カ年でどのような人づくりや教育を目指すのかという基本的目標と、その実現に向けて重点的に取り組む事項を記述しておりますが、これらについても県民の方の理解しやすさに配慮しまして、幼児期、青少年期、成年期以降のライフステージごとに記述し、ライフステージ別に整理できないものにつきましては、高等教育、文化、生涯スポーツの振興などの分野ごとに整理しております。

次に、1枚めくっていただきますと、各論の部分を3ページにわたって記載しております。この大きな部分としましては、第1章に生涯学習社会の形成、第2章に生涯学習社会の実現に向けた具体的な取り組みを掲げ、第2章では分野ごとにIからVIまでに分けて整理しております。

この部分では、基本理念の家庭教育、生涯

学習、社会総掛かりといった理念に沿うような形で、I 社会全体の教育力の向上、その次に家庭の教育力、2に地域の教育力としまして、IIのところから学校教育のところでございますけれども、子どもたちの「生きる力」をはぐくむ教育の充実、1番目に幼児期における教育、あと2、3という形で記載しております。それから、個別の説明は省略させていただきます。

それから、理解しやすさのために、新たな変更点ということで、ちょっと御説明しておきます。素案の、厚い方でございますけれども、9ページをちょっと開けていただきたいと思います。これは、参考までの御説明でございます。

ここで、上から6行目あたり、重点的に取り組む事項と書いておりますけれども、その見出しごとに各論部の形状を小さく記載して、総論部との連携を示しております。かつその成果資料の設定につきましても、従来各論部にばらばらにあったものを総論部に統一するなど、この総論部のところだけで本計画のねらいが主に理解でき、かつ進行管理ができるよう編成し直しております。

それから、例えば25ページをちょっと開けていただきたいと思います。

ここでは各項目ごとに現状や課題を整理した本文と、それから最終的に本県が目指す姿及びこの5年間の計画期間中に実施する取り組みの方向を記載するほか、必要に応じて保護者や県民の皆様方に取り組みをいただきたいことを呼びかける形式をとっております。

主な変更点につきましては、以上でございます。

それから、去る11月25日から今月の24日まで、パブリック・コメントを実施しております。これまでに寄せられた意見は、まだ非常に少のうございまして2件だけでございます。内容につきましては、北朝鮮による拉致問題のこと、あるいは愛国心に関すること、

この2件だけが出てきております。

それから、もう1つ。お手元に平成20年度熊本県教育委員会の点検・評価という冊子があるかと思えます。これにつきましては、1枚めくっていただきますと、表紙の裏面でございますけれども、参考として地教行法の一部改正を抜粋しております。この制度は本年度から新しく発足したものでございますので、報告に先立ちまして制度の趣旨、取り扱いを簡単に御説明いたします。

まず、制度の趣旨でございますけれども、教育委員会の責任体制の明確化を図る観点から、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくということから新設されたものでございます。

次に、取り扱いですけれども、改正法の執行がことしの4月1日でございます。点検・評価は毎年実施すべきものとされております。そういった関係から、本年度は平成19年度に管理・執行した状況を対象にせざるを得ない、そういう事情がございます。具体的には平成19年度の教育委員の活動状況、教育委員会の広報活動、主要事業の実施状況の3つを対象としております。

また、議会に提出すべきとされておりますために、当常任委員会で報告し説明することとしたものでございます。

また、公表につきましては、県の教育委員会のホームページ及び広報紙への掲載を予定しているところでございます。

それでは、報告書に沿って御説明いたします。

1ページから3ページにつきましては、教育委員の活動状況についてまとめたもので、毎月1回の定例教育委員会のほかに、学校訪問であるとか関係機関との意見交換、こういったものの活動状況を記載しております。

それから、4ページから5ページにかけては、教育委員会の広報紙の発行状況及びホームページの運営状況をまとめたものでご

ざいます。

一番上の左側の「教育くまもと」は、主に教職員向けに年に4回発行してございまして、教職員が職務に役立つような情報を掲載することとしております。

それから、「ぼとん・ぱす」でございますけれども、県教育委員会の施策を小中学校の保護者向けに年2回ほど発行してございます。いずれも、読者アンケートをとりまして、さまざまな反応を見ているところでございます。

それから、6ページから14ページにかけては、県教育委員会の主な事業の実施状況について評価を行ったものでございます。これは知事部局と一緒にやっております政策評価の一環として行っております。

一番初めに14ページを開けていただきますと、まん中付近に注記ということで、それぞれの事業ごとに目標達成の100%以上、あるいは90%から100%、90%未満ということで、A、B、Cのランクづけをしております。

またもとに戻っていただきますけれども、6ページの一番上の総括でございますけれども、学力向上やいじめ・不登校対策それから家庭での教育力の向上など、教育委員会の取り組み全体を総括して記載しております。

2以下に個別の事業の評価を出しております。点検評価の方法につきましては、教育委員会が所管しております県の平成19年度重点施策プロジェクトの構成事業について、あらかじめ設定した指標の目標に対する達成度等によって評価を行っております。

点検・評価の結果でございますけれども、29事業がございまして、そのうち目標を達成しているもの、100%を超えているものが17、目標達成できなかったものが12ございます。詳しくは、報告書の方を見ていただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、平成21年度をどうするかということになります

が、この点検・評価につきましては、先ほど説明しましたくまもと「夢への架け橋」教育プランの進捗管理とあわせて実施する方向で検討しております。

説明は、以上でございます。

○中村博生委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。はい、堤委員。

○堤泰宏委員 大変分厚い資料で、まだよく理解はできておりません。

その他でもないと思いますので、ちょっとここでお聞きしたいことがございます。

以前にも私は委員会に出席させていただいてお話しさせてもらったことがありますけれども、学校の現場の先生が、報告事項が多くて子供に接する時間がだんだん減少しつつあると。本来、担任の先生とか教科の先生は、子供に接してこそ本来の職務が果たせるんじゃないかと、私は思います。

どのような報告を、例えば小学校の低学年、高学年それから中学校の先生方が、どこに報告を、報告の文書といいますかレポートといえますか、そういうのを出されておるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○木村義務教育課長 基本的には小学校・中学校から、例えばいじめの状況とか不登校の状況とかいろいろな資料等がございます。そのような調査事項、そういうものを調査する場合には学校から市町村教育委員会、そして事務所を通しまして、例えば義務教育課なら義務教育関係の資料等がうちに上がってくる形をとっております。

○堤泰宏委員 それだけですか。

○木村義務教育課長 まだ、調査資料はもつとございますけれども。

○堤泰宏委員 それを全部話さんとだめですよ。たったそれぐらいなら、先生が多忙なはずないですもんね。

○木村義務教育課長 基本的に、かなりの量がございます。例えば学力関係の状況とか…（「個別、個別」と呼ぶ者あり）学校全体の方でございます。それから生徒指導関係だったら事故報告がございますね。各学校でいろんな事故等が起こりまして、例えば子供がけがをしたとか、そういうような事故報告が上がってまいります。

○堤泰宏委員 どこにですか。

○木村義務教育課長 義務教育課にでございます。

○堤泰宏委員 それは市町村教育委員会を通じてですか、同じ手順ですか。

○木村義務教育課長 そうでございます。

○堤泰宏委員 そうすると、学校全体の評価と今おっしゃったが、それは校長先生が書くわけですか。

○木村義務教育課長 資料等につきましてはもちろん校長を通してでありますけれども、書く場合には担当等に、例えば生徒指導に関しましては生徒指導の担当が書いて、それをまとめまして校長から上がっているという形になります。

○堤泰宏委員 各市町村の教育委員会がそれを熟読して、それを活用するということがどれぐらいありますか。また、各振興局に置いてある各教育委員会かな、そういうのがそれを熟読して、それをどのように判定・活用す

るか、その効果というのがあるんですかね。

○木村義務教育課長 各学校の状況といえますのは、今申しましたように市町村教委が把握しますので、その段階でございますね。小学校と中学校から市町村に上がります。そしてうちへ上がってきますけれども、その段階で市町村は各学校の課題等を把握しますので、それに関しましてはもちろん市町村教委も指導しますし、うち自体も、例えばいろんな事故等、またいろんないじめ等、不登校、そういうものを把握しまして、課題等がありまして、それに対していろんな解決策というもののうちから出していくという形で施策等を……。

○堤泰宏委員 いじめとか不登校じゃなくて、もう少し詳しく話して。いじめと不登校だけなら教育の現場の先生は生徒に接する時間がだんだん減るほど時間をとらんわけです。

○木村義務教育課長 うちの方でいいますと、まず学力関係がございます。確かに学力関係の資料です。それから生徒指導関係で、今言うようないじめとか不登校、それから就学前教育ということで……。

○堤泰宏委員 わかりました。それでは、それはちゃんと指針があるわけでしょう、マニュアルが。いつか教えてくれんですか。

○木村義務教育課長 わかりました。

○堤泰宏委員 大変きめ細かく報告させられるというようなことを、現場の先生からよく聞きますから。私は、その結果が出ていると思うんですね。先生と子供たちのコミュニケーションが非常に薄くなっているような気がします。私たちの時代に比べて。それをぜひ

お願いします。

○木村義務教育課長 ただ今回、県の教育委員会の方でも中の事務量負担を少なくするというので、今なるだけ少ない量に精選をして、事務量の軽減の方向で、いろんな形で今精選している段階でございます。

○堤泰宏委員 いいですよ。何か答えが全然私は理解できんとですよ。

○中村博生委員長 この件は個別にまた詳しくですね。今課長が言われたけれども、なるだけ簡素化、簡素化と、今は何でも一緒と思うが、逆に書類関係はふえてきているね。あなたたちは簡素化と言うけど、相手方はふえるような状況があとにあると思うんですよ。その辺もぴしゃっと精査してもらえればと思います。

阿南次長。

○阿南教育次長 基本的には、また課長の方が詳しく、すべての事項についてわかる範囲で、先生のところを持ち上げますけれども、基本的には国の、文科省からの調査、それから県の調査、大きく分かれてこの2つがあります。例えば国の調査ですと、文部科学省が把握しなければいけない教育課程の状況調査ですね、あるいはいじめの状況あるいは生徒指導上のいろんな暴力行為とかの状況調査、そういう定期的なものがあります。

それから、県の調査としては、先ほど言いましたように就学前の基本的な生活実態調査とか、あるいは給食関係の状況はどうかとか、そういうようないろんな分野にわたって必要な事項だけやっているところがありますので、あとそれにつけ加えて個別にはまた説明に上がりますが、大きくはそういう調査等がございます。

○堤泰宏委員 それはそれで結構です。もう一つ、今のお話でいくと大きな疑問が出てまいります。教育というのは、やはり子供を中心にやるべきであります。文部科学省と熊本県の教育委員会を中心にやる、そういうことではいかぬと私は思いますね。文部科学省からいかなる書類が提出せよということになってくるか、私はよくわかりません。あなたたちが私に示していただくと、やがてわかるでしょう。現場では膨大な事務量ということ、私はよく聞くんですよ。各先生は、そのマニュアルを持たないですよ。上から流れてきて、これを出さないかぬと。皆さんが、そのマニュアル、あるいは指針、指標というのかな、それをお持ちですよ。そして、それを下に流されるわけでしょう、これを出さない、あれを出さない。それが文部科学省に上がって行って、例えば私の住みます阿蘇郡高森小学校、高森中央小学校、高森……そういう実態が、もちろん小学校が何万校あるのか何10万校あるのか知りませんが、文部科学省はそういうことを調べて、子供の教育にそれが何の影響があるかなと私は思いますね。私は、もっと現場を重視して先生に権限を与えて、校長先生をしっかりと教育をして、まず校長の育成じゃないかと思えますね。そんなことなら、校長先生は要らぬですよ。文部科学省が、全部コンピューターでやればですね。私は、そう思いますよ。以上です。

○中村博生委員長 要望でいいですか。(「関連して、いいですか」と呼ぶ者あり)はい、副委員長。

○池田和貴副委員長 今の教育現場のその事務量の多さで子供たちに向き合う時間が少ないというのは、もう今の堤先生の御指摘のとおりいろんなところでお話があると思えます。

皆さん方も、今度つくられた教育振興基本

計画ですね、85ページの教職員の資質向上の中で、同じようにやはりその事務量が多い、その辺をこれから整理していかないかということ、これはきちんと述べられているので、現状もきちんと認識をされているというふうには私は理解しておりますが、今後どういう形で現場の先生が、本当に子供さんと向き合う時間をどうやってつくっていくかということは、ぜひ現場の皆さん方もいろいろ話をして、いい形で進んでいくようお願いしたいというふうには思います。

以上、あわせて要望させていただきます。

○阿南教育次長 今、先生方からお話がありましたように、たしかに学校の先生方が以前にも増して調査物とか、あるいは保護者への対応で非常に時間を割かれて忙しくなっているという現状を私たちも十分認識しております。

ただ、先ほど言いましたように、文科省も非常勤講師を配置したり、あるいは社会教育課の事業で、地域支援、本部事業とかいろいろな事業を打って、学校の先生方の負担軽減あるいは校長を補佐する副校長とか、あるいは主管教諭あたりをふやしてというような施策も少しずつはやっております。また県の方でも、事業を見直して必要な調査に絞るとか、あるいは会議、研修あたりを本当に必要なものかどうかを把握してそれをやるかというふうなことで、今関係課が集まってその検討会議をやっているところでございますので、それが決まり次第実行に移すというところで、今検討しているところでございます。以上でございます。(「ちょっと、また質問せないかぬ」と呼ぶ者あり)

○堤泰宏委員 私は意地悪を言っているわけではありませんけれども、今お答えの中に、文科省が調査をたくさんさせるために先生に、補助教員ですか臨時的教員を採用して任

せるとかちょっとおっしゃったですけども、私は本末転倒と思うんですよね。

これは話が大きくなりますけれども、今は非常に日本の経済も不況になっております。日本の企業が非常に内部資料が多くなった時期があるそうですね。今はまた簡略をされておるということを聞いております。内部資料が多くなればなるほど、企業の収益は落ちる、そして企業の力が弱くなって、結果的には、ちょっとした風が吹くと、もう全員解雇したり民事再生したり、これは話が飛躍して申しわけありませんけれども。

文書の多さと企業の力というのは反比例する、そういう説を唱える経済学者もおられるんですね。なるべく書いたものは残さんようにした方が、少ない方がいいと思うんです。やっぱり先生が報告書を出されると、文字に残ると先生は責任がかかりますから、もう必要以上にこれは念を入れて書きますよね。先生もみんな、将来は昇進して校長先生になりたいと思っておられるでしょうから、傷がつかんように傷がつかんようにと。また子供に対しても、そういう教育になるんじゃないかなどふうに、私は想像せざるを得ないわけですよ。

もう質問はいたしません。終わります。

○濱田大造委員 高校教育課長にちょっとお尋ねしたいんですが、点検・評価というこういう冊子をいただいたんですが、県立高校の普通科の前期・後期入試に関して来年で5年目に入ると思うんですが、それに関する評価というのは過去に出されておると思うんですが、また出すつもりはないんでしょうか。

○真開高校教育課長 御承知のとおり、現行の入試制度につきましては平成17年度から実施してまいってきております。この成果は幾つかあるわけですけども、例えば複数の受験機会が保障されるだとか、あるいは各学校

が観点を設けて学校の特色として募集をするとか、あるいは前は推薦入試では中学校の校長先生の推薦がないと受けられなかったんですけども、現在の全国試験におきましてはそういう複数の機会が与えられるだとか、いろんなメリットといたしますか成果といたしますか、そういうものはあるわけですけども、ただ、課題といたしましては、その受験に対する緊張感の長期化だとか、あるいは前期の選抜で多数の不合格者があって、その多くの人たちがまた同じ学校を受けるだとか、そういう課題も上げられております。

そういうことにつきまして、今後、高等学校の校長会あるいは中学校校長会等から聞き取りをしながら、アンケート等を実施しながら、この成果と課題について検証していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○濱田大造委員 少なくとも私の周りの父兄からも評判が悪いですし、校長先生もちょっとこれは問題だと。そうすると、例えば私立高校は何か得するのかなど。私立高校からも、ちょっとどうかしてほしいと。学校の現場の先生も、本当に仕事がふえて進路指導からもう何せ大変だと。だれが得をするのか。本当に、これは早急に何とかしてほしいと。問題作成するだけでも大変という声が、かなりきているんですね。ぜひ、よろしく願います。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○中村博生委員長 なければ、これで質疑を終了したいと思います。

次に、その他で何かありますか。はい、氷室委員。

○氷室雄一郎委員 僕は給食費の徴収には、各市町村が何かいろいろ決めて、これから決

めて、1町村は決められていますけれども、これは全く自由にされておるんですか。県としての指導みたいなのは各市町村で決められたものを尊重するという立場なんですか、どうなんですか。

○木村義務教育課長 義務教育課でございます。学校の給食につきましては、市町村が権限を持っておりまして、一応市町村の方で学校の給食費は決定するという事になっております。

○氷室雄一郎委員 では、各市町村がこれから取り組みを行われるところが今ありますけれども、それには県としては触れないということですね。

○木村義務教育課長 一応、給食費は現在1食当たりが小学校で216円で、中学校は261円、お米の値段と牛乳は大体決まっておりますので、あとはおかずということで大体給食費の動きはあります。そして一応、現在非常に問題になっているのが未納問題が非常に課題になっております。これにつきましては、うちの方もいろんな部分で指導しているところでございます。

○氷室雄一郎委員 未納が多いものだから、保証人が取れるように、これからいろんな市町村が取り組みを始められると思うんですが、その辺はもう要するに流れのままに取り組んでいただくということなんですかね。

○木村義務教育課長 今出ました保証人との問題がちょっと出ておりまして、この件につきましては、やはり県内ではまだ保証人というのは益城町だけでございます。それにつきまして、うちの方で指導しましたのは、やはり保護者の方々の理解を十分得ていただくということと、もう一つはやはり子供たちの給

食にいろんな部分で影響しないようにしていただきたいということは指導していただいているところでございます。

○氷室雄一郎委員 就職状況が厳しくなっているんですが、本県はまだ高校生の内定取り消しみたいなものは1件も上がってないんですか。

○真開高校教育課長 たしか内定取り消しは3社、7名だったんじゃないか。ちょっとお待ちください。私立も含めてですね。

○氷室雄一郎委員 そういう企業さんは、一応内定はしておったんだけれども、こういう状況だからもうお断りしますということだと思っておりますが、7名に対して一応お断りをされたわけですかね。

○真開高校教育課長 内定取り消しは、県立学校が3校、4人、そして私立高校が2校の3人ということで、県立学校3校につきましては、そのうちの1校はハローワークと連携しながら就職先を探している、1人は県内の事業所の受験をまた予定している、それからまた次は次の会社の受験を待つということで、そういう対応を今しているところでございます。

○氷室雄一郎委員 これは大学生の場合よりも高校生が厳しい状況で、複数受験はできませんので、受験ももう限られた会社しか受験できない状況があるわけですね。その会社を受験し、内定したのに、もうお断りされたというのは、これは非常に厳しいですね。だから、その辺は法的には国でも考えておられますけれども、現段階ではこれはいかんともしがたいですね。そういう会社に御理解をいただくという御努力はなかなか難しいかもしれませんが、これは何とかせんといかぬです

よね。

○真開高校教育課長 限界がありますけれども、1つは事業主に対して採用取り消しについてはできるだけないようにということで、幾つかの、教育庁以外を含めて、そういう要望を出させていただくとか、あるいはもう一つは、そういう採用取り消し等があった学校につきましては、その後の対応についてはハローワーク等と十分連携しながら子供たちへの対応をしてもらおうということで、そういうことで私たちの方も精いっぱいフォローしていきたいというふうには考えております。以上です。

○氷室雄一郎委員 これから、今まだ決まっていな方々が、その受験も厳しくなりますけれども、既に決まっている方々ですね。これからまた日を追ってお断りということになりますと、非常にこれは社会的な問題となっておりますけれども、大変厳しい状況が考えられますが、その辺は最大限の御努力をですね、まあできる範囲は限られていると思うんですが。以前は景気がいいときには、いろんな形でお断りになったところは、もう二度とその会社には受験をさせないとかいう強い立場のときにはよかったですけど、そういう状況でもないかと思えますけれども、これは厳しい姿勢でやっぱり臨んでいただかんとたまったものじゃないと思いますよね。大学生の受験とはちょっと違いますので、最大の御努力をいただきたいと思っております。また状況がわかり次第、教えていただきたいと思えます。

○早川英明委員 今、氷室委員の方から給食費のことが出ましたけれども、未納がかなりあるようなことを言われておりますけれども、それについては県教育委員会としては指導、タッチは余りされないということですか。

○木村義務教育課長 未納につきましては、これは年々ふえている状況でございますけれども、これにつきましてはうちの方で……。もちろん未納については、具体的な取り組みで効果的な市町村はございます。そういうところの具体例を各市町村教育委員会に一応通知いたしまして、こういう対策がありますということは通知しまして、いい方向でできるだけ効果的な取り組みはしていただきたいということは指導しております。

○早川英明委員 効果的な指導、いい取り組みとはどんなことですか。

○木村義務教育課長 例えば、効果的な方法で幾つか挙げてありますのが、PTAの役員の方が地区ごとに集めるということでございます。それから実際に学校の校長先生やPTAの会長さん等が、その未納の家庭に行って、家庭訪問して集める方法とか、そういうことがある程度効果が上がっているという話は聞いております。もちろん、特にほかの電話連絡とか文書で給食の意義を十分理解させるとか、そういうこともやっていたらいいです。

○早川英明委員 私はそれを言いたかったんですけど、今この未納になっておる原因は、やはり余り便利になって、給食費をそれぞれに金融機関に振り込みという、それが未納の原因ですよ。

私たちのころを考えてみますと、私たちのころは一人一人、親が私たち子供に持たせて、給食費を払っていました。そういうことになれば、今子供たちは自分の親が自分の給食費を未納ということは全然知らないわけですね。そういうことですよ。だから、そういう原因にもなっているのが、これは最大ですよ。

今おっしゃったように、子供たちに金を持たせるのが不用心であれば、やはりその地区

のPTAとかそういう形で、その方法を改善したら、このことは私はぐっと減ると思いますよ。やはり、それぞれ皆さん方の家庭が自分に、悪く言うといけませんけれども、ほかの皆さん方が知らないということです。それが原因と私は思う。そこらあたりを、やはり県教育委員会としても市町村の教育委員会に、そういうことがあるなら広く、ひとつそれをしてください。私は、そういうことで、このことはほぼ解決すると思いますよ。よろしくお願いします。「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○濱田大造委員 警察本部に1点お尋ねがあるんですが、熊本県の弁護士会から松野信夫参議院議員にちょっとお願いがあって回ってきたんですが、来年の4月か5月、まあ5月からと聞いているんですが、司法改革の一環で、今、国選弁護人が、逮捕・起訴された後、東署とか南署に接見に行くと、起訴された人間が、容疑者が国選弁護人を選ぶ、それで東署はみんな知っていると思うんですけども、非常に老朽化で弁護士が接見する部屋自体が非常に少ない。それで南署も——北署はちょっと名前が挙がっていなかったんですけども、まあ東署、南署が非常に、弁護士が行く部屋もない状態だと。

来年の司法改革で、逮捕された時点で国選弁護人を選べるようになるみたいなんです。そういうふうに法律が改正された。だから、犯罪が確定してない段階でも国選弁護人を容疑者が選べる。そうすると今、熊本県の弁護士会ですごい国選弁護人の需要が高まることが見込まれる、どうしたものかなど。法律は変わっているわけですけども、現場でちょっと弁護士の部屋が少なくなる対策はとっているのか確認してほしい、現状はどうなっているのかというのをちょっと聞いてほしいという話がありましたので、質問しました。

○池部刑事企画課長 刑事企画課長でございます。今、委員からお話がありましたように、現在も司法制度改革の一環といたしまして、被疑者国選弁護人制度という制度がとられております。

内容的には、現在は短期1年以上の懲役または禁固に当たる罪の場合は、逮捕した時点から国選弁護人を付けますよという制度で、先ほどおっしゃいましたように来年の5月21日、これは予定ですけども、ここからは長期3年以上。ですから、刑がかなり広がります。現在は短期1年以上、最短で1年以上の懲役、禁固の罪の被疑者に対して付くのが、今後は最長で3年ということですから、かなり刑が広がるわけです。そういったことで、接見の回数も非常に多くなってくるのではないかとこのように思います。

現在、警察に身柄を拘留されております被疑者あるいは被告人につきましては、接見室というもので接見が行われているんですけども、必然的にこの接見室の頻度も多くなるというふうなことで、今後その接見室の改善、それから数と質の面におきまして、そういった改善についても考えていかなければならないというふうには考えております。以上でございます。

○茂木警務部長 警務部長の茂木でございます。

まさにその接見室の方でございますが、東署、南署等は現状ではやはりその接見室は1室ずつという状況でございます。逮捕、拘留等の状況が常に接見室が満杯の状況というところもあるかと思うんですが、先生御指摘のような状況にも私どもは対応していかなければいけないというふうに思っております。

1つ御紹介できますのは、東署の建てかえに伴いまして、私ども集中施設という構想を持っておりまして、大規模な施設を集中的に

そこで留置いたしまして、効率・効果的な取り調べ等ができるように考えておりますが、そういう施設ができました暁には、まさにその取調室、接見室等も充実・拡充される予定でございますので、まだ具体的な構想は今検討中ではございますが、そういった方向で少しでも、そういった司法制度改革の方に対応できるように考えてまいりたいというふうに考えております。

○吉村会計課長 会計課長でございますが、先生方にも先般、琴似の留置施設を御視察いただいたわけですが、あのように年々留置施設の施設整備が進められております。

現在、熊本東署等、これは本部の集中留置施設も含めての警察施設整備計画でございますが、そういった中に集中的な房とそれから取調室、それから先ほど御指摘のありました接見室等の施設も含めて、面積査定、今後の基本設計予算の当初予算の要求等の中に入りまして、そういった面積の面積の査定等が入ってまいりますので、今後の展開等を予測しながら、将来に耐えられる施設整備の予算要求を今後やってまいりたいと考えております。以上でございます。

○堤泰宏委員 以前、私は同じ委員会で阿蘇の大橋の信号の改善をちょっとお尋ねしたことがございます。そのときには、信号機の改善は橋の改良もしなければいかぬ可能性があるのですが、あの当時は難しいというようなことをおっしゃったような気がいたします。

ところが今は、おかげをもちまして57号線の4車線化が着実に進んでおります。すなわち、かなりまた通行量があそこはふえるような気がいたします。俵山のトンネルも開通させてもらいましたので、緩和にはなっておりますけれども、阿蘇の観光客というのが全然減らないわけですね。おかげで増加傾向にあるということで。また、熊本県の蒲島県政の

中でも、阿蘇の観光開発は非常に重点項目になっているような気がいたします。また、空港の名前も阿蘇という冠もつけてもらっておりますので、大変難しいと思いますけれども、私は喫緊の重要な問題になってきたような気がいたします。阿蘇の大橋の交差点の改良をどうかお願いしたいなと思います。

○中村博生委員長 要望ですか。

○堤泰宏委員 答えをちょっと……。

○田上交通規制課長 交通規制課長です。

今、委員御指摘のとおり、特に熊本の場合は阿蘇というのが大きな観光地ということで、平成14年度から渋滞ボトルネック解消対策等を県警としてもやっておるところでございますけれども、現在、国交省の方で4車線化もやっておることですので、その推移を見ながら道路管理者と連携をとりながら的確な交通規制、信号機の改良等に努めていきたいと思っております。以上でございます。

○中村博生委員長 最後に、陳情・要望書等一覧のとおり、陳情書等7件が提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これで委員会を終わりますけれども、教育委員会につきましては振興計画も含め高校再編、まだまだ地元の皆さん方と色々な折衝が必要だというふうに思いますので、2月議会まで精いっぱい努力をしていただき、結果を出していただきたいというふうにお願いたします。

そしてまた、警察の皆さん方には、年末年始の警戒等が大変だと思いますけれども、県民の安全・安心のために頑張っていただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

ことしもあと半月となりましたけれども、

委員の先生方を初め執行部の皆さん方、いい年をとっていただきますようお願いいたしまして、本日の委員会を終わりたいと思います。

どうも、お疲れさまでございました。

午前11時57分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

文教治安常任委員会委員長